

## 鳥取県議会常任委員会(8/21)での東部広域の環境影響評価案件に対する意見

8月21日に開催された、鳥取県議会福祉生活病院常任委員会での質問概要は次のとおり。

## 1. 環境影響評価に関する手続き等について

環境影響評価を含めてどういった手続きがあるのか、また事業実施の最終判断は、東部広域が行うのか。

## 2. 方法書知事意見に対する見解について

方法書の中で知事がしっかり住民の意見を聞くようにということを明言されています。それが今こういう状況になったということについて、生活環境部としてはどういうふうな認識をお持ちか。

## 3. 水質

水質で2箇所しか調査しておらず、住民の方からは他にも地下水採ってるところがあるから、もう少し地下水についても複数箇所採って欲しいって要求が出ているが、調査箇所を増やすべきじゃないかと思うがどうか。

## 4. 車両の影響

車両の影響について、河原インター線は、まだ全部開通してない。全部開通したという前提でされているのかどうか。

## 5. ダイオキシン類

ダイオキシンは体重1キログラムあたり4pg、非常に厳しい水準で示されているが、県はこれと同じ立場に立つのかどうか。

## 6. 事業の必要性

国では平成9年にガイドラインを策定して、小規模の炉を1箇所に集中して、広域化をやるということで認めてきて、この広域化の問題は、議論や問題点も指摘されており、県としてはこの広域化について、今日的にどういう見解を持っておられるのか。

## 7. 処理能力

270トンって書いてあるが、これが併せ産廃になってるかどうか。下水汚泥が入ったうえでの、ごみ処理に想定されてるのではないかと。ごみの内容物についてもしっかりと県が今認識をしているかどうか。

## 8．処理方式

いろんな選択肢があり処理方法が決まっていな、それについてどう思われるのか。

## 9．工業団地との関連性

工業団地整備事業は鳥取市の事業であるため詳細は分らないってものについて、この工業団地との兼ね合いで、環境影響評価をきちんとしていくという立場に県は立っられるのかどうか。最初の方法書の中にはその兼ね合いでちゃんと見ていく様な話しがあったが。

## 10．その他

きちん客観的な立場に立って、科学的知見も住民の意見も入れて、一つ一つのプロセスを十分なプロセスになるように、やらないといけない。